

## 保育所と幼稚園の制度的な違い

区分	保育所（園）	幼稚園
所管官庁	厚生労働省	文部科学省
根拠法令	児童福祉法（第39条）	学校教育法（第77条）
施設の性格	児童福祉施設 【市町村に保育の義務あり】	学 校 【義務教育ではない】
目 的	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること（法39条）	・幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること（法77条）
設置認可	（公立）知事への届出 （私立）知事(市長)の認可	（公立）県教委の認可 （私立）知事の認可
監督権限	市町村	（公立）市町村 （私立）知事
設置主体	（公立）都道府県、市町村 （私立）社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO、株式会社個人	（公立）国、県、市町村 （私立）学校法人、保育所を運営する社会福祉法人
対象児	0歳から就学前の保育に欠ける児童	満3歳から就学前の一般児童
保育内容	保育所保育指針による	幼稚園教育要領
保育時間	原則として8時間（延長保育あり） 年間約300日（春夏冬休みなし）	原則として4時間【預かり保育も可】 年間39週以上（春夏冬休みあり）
給 食	義 務	任 意
職員の資格	保 育 士	幼稚園教諭
職員の配置基準	0歳 3人につき職員1人 1～2歳 6人につき職員1人 3歳 20人につき職員1人 4歳 30人につき職員1人	年齢別に学級編成 1学級35人に対し職員1人(原則)
施設の設置基準	保育室及び遊戯室、屋外遊技場 乳児室またはほふく室、医務室	保育室及び遊戯室、運動場 便所、職員室
保育料	応能負担方式 (市長村長が決定。市町村に納付)	所得にかかわらず均一 (設置者が決定。幼稚園に納付)  【保育料軽減のため、所得が基準以下の子の年齢別に補助金あり (幼稚園就園奨励補助金)】
補助金等	私立には、国の定める保育単価で算定した運営費を支給 新設、増改築の補助 特別保育事業（延長、一時保育など）の補助	私立には、経常経費に対する私学補助(公立は地方交付税措置) 新設、増改築の補助